市政記者各位

令和 3年 9月 27 日
市民局人権推進課

7自治体目

パートナーシップ宣誓制度

唐津市と都市間相互利用を開始します

10月１日、唐津市と「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定書」を締結します。熊本市（R1.10.30）、北九州市（R2.4.1）、古賀市（R2.4.1）、岡山市（R2.11.1）、広島市（R3.4.1）、日南市（R3.4.5）とあわせ、７自治体との締結となります。

引き続き、他の自治体との協力・連携を進め、性的マイノリティの方を支援する環境づくりを目指します。

■パートナーシップ宣誓制度とは

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いのパートナーであることを市長に対して宣誓する制度。

宣誓をした二人に対しては、パートナーシップ宣誓書受領証を交付しています。

（福岡市の受領証交付件数 104組（R3. 9. 24現在））

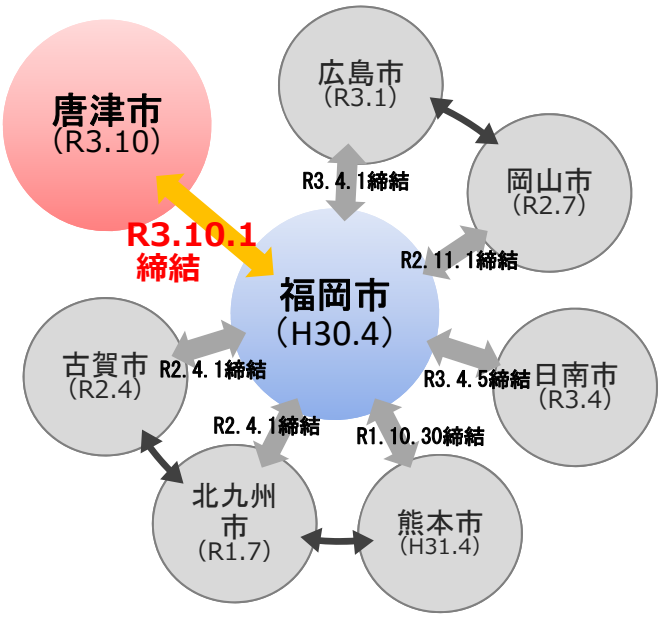

（ ）はパートナーシップ宣誓制度導入時期

■相互利用の概要

福岡市又は唐津市でパートナーシップ宣誓を行った市民が、２都市間で転居（住所変更）をする場合、転出時に継続使用申請書を提出するだけで、転入先での新たな宣誓をすることなく、転入先でのサービスを受けることができます。

■福岡市で受けられるサービス

市営住宅等の入居や、平尾霊園合葬式墓所の申し込み資格が、婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）と同様に取扱われます。

【唐津市の担当課】
〇唐津市市民部人権・同和対策課
TEL ：0955-72-9125　FAX 0955-72-9180

【問い合わせ先】
市民局人権部人権推進課　前野・村上
TEL 092-711-4338 （内線1891）　FAX 092-733-5863

参　考

■当事者の負担を軽減

福岡市が宣誓の証として交付した受領証は、福岡市域内のみ有効で、市外へ転居した場合は受領証を福岡市に返還する必要があります。制度の利用を望む当事者にとっては、転出のたびに返還の手続きや受領証の交付で各自治体の窓口に赴く必要があることから、自分のセクシャリティがさらされる不安など精神的な負担も強いられることになります。

そこで、都市間相互利用を開始することにより、手続きが簡略化され、**郵送やメールでも可能となるため、当事者の煩雑な手続きや精神的負担が大幅に軽減されます。**

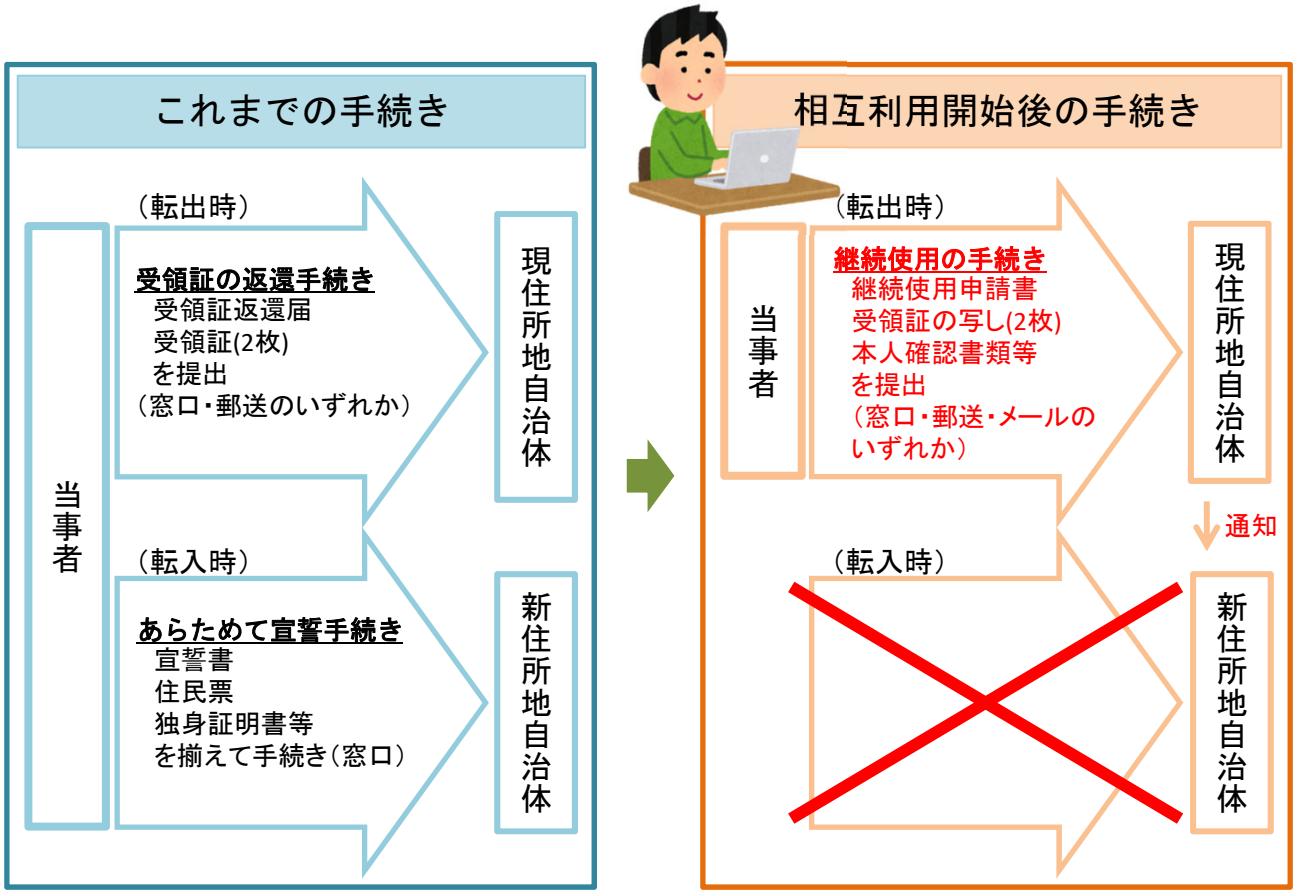

■パートナーシップ宣誓制度の導入自治体（全国118自治体）

● 主な導入自治体

【政令市】札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、**岡山市**、**広島市**、**北九州市**、福岡市、**熊本市**（20市中16市が導入）

【九州・沖縄地方】（政令市を除く）**古賀市**、佐賀県、**唐津市**、長崎市、臼杵市、宮崎市、延岡市、**日南市**、木城町（宮崎県）、指宿市、那覇市

※ 下線部は、福岡市と都市間連携を締結している都市
（R3.9.1時点 株式会社アウト・ジャパン調べをもとに調査）